

第45回 定時株主総会 招集ご通知



アルコニックス株式会社

証券コード：3036

PURPOSE

どこかにいる、だれかの未来のために

VISION

ヒトをつなぐ、モノをつなぐ、技術をつなぐ

開催日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時

開催場所

The Okura Tokyoオークラ プレステージタワー 2階
「オーチャード」
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与の報酬決定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

■株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

書面・インターネットによる議決権行使期限

2026年6月23日(火)
午後5時30分まで



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

(詳細は5頁をご参照ください。)

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第45回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役社長執行役員
CEO

寺代本洋



2025年5月に公表いたしました、2030年度を最終年度とする「長期経営計画2030」と、その核となる「パーパス《グループの存在意義》」「ビジョン《グループのありたい姿》」に基づき、先ずはその第一歩を踏み出す事ができました。

株主の皆様のご支援のもと、持続可能な成長に向けた基盤づくりを進めた結果、2025年12月にはPBR（株価純資産倍率）が1倍水準に到達し、2025年度の連結経常利益目標も達成する事ができました。一方で、VUCAと呼ばれる不確実性の高い経営環境の常態化や、事業構造改革に関する課題など、内外の情勢は必ずしも予断を許さない状況にあります。

長計2年目となる2026年度は、初年度の成果や課題を踏まえつつ、2030年度の最終目標を確りと見据え、グループ一丸となってこれらの課題に向き合い、成長戦略を加速させてまいります。

当社はこれからも、この地球の「どこかにいる、だれかの『夢みた未来』」を描くために、グループのヒト・モノ・技術、そして叡智を結集し、事業活動を通じた社会課題の解決と、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様には今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(証券コード 3036)
(発送日) 2026年6月9日
(電子提供措置開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区永田町二丁目11番1号
アルコニックス株式会社
代表取締役社長執行役員CEO
手代木 洋

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.alconix.com>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/3036/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アルコニックス」又は「コード」に当社証券コード「3036」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- | | | |
|-------------------|-------------|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 2階「オーチャード」 |
| 3. 会議の目的事項 | 報告事項 | 1. 第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| | 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与の報酬決定の件
第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件 |

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類の一部につきましては法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の前頁に記載の各種ウェブサイトに掲載しておりますので、お送りする書面には記載しておりません。監査役及び会計監査人は前頁に記載の各種ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各種ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内



株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2026年6月24日（水曜日）
午前10時**

**インターネット等で
議決権を
行使される場合（推奨）**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで**

**書面（郵送）で議決権を
行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7、8号議案

賛成の場合 ▶ **【賛】** の欄に○印

反対する場合 ▶ **【否】** の欄に○印

第3、4号議案

全員賛成の場合 ▶ **【賛】** の欄に○印

全員反対する場合 ▶ **【否】** の欄に○印

一部の候補者を反対する場合 ▶ **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等による議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

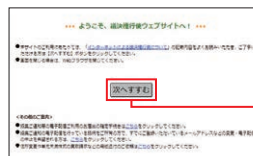
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

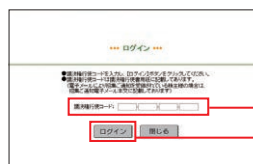
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

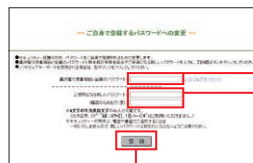
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信・事前質問に関するご案内



株主総会の様子をご自宅等からご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。なお、**ご視聴される株主様は、本総会当日の決議へのご参加やご質問等を行うことはできません。事前に議決権行使をお願いいたします。**詳細は4頁をご参照ください。

配信日時	2026年6月24日(水) 午前10時～ ※開始時刻30分前(午前9時30分)から接続可能となり、午前9時55分頃から映像を上映する予定です。
視聴方法	1 下記の「株主様専用サイト」のURLまたはQRコードからアクセスしご視聴ください。 URL:   2 「株主様専用サイト」にアクセス後、画面の案内に従ってご視聴ください。 配信開始時間になりましたら、ご視聴いただけます。 後日配信について 株主総会の模様については、当社ウェブサイトで後日配信を予定しております。 当社ウェブサイト： https://www.alconix.com/ir/index.html
事前質問の受付	本総会に先立ち、株主の皆様からEメールにより事前にご質問を受け付けます。 事前ご質問送付先アドレス： ir@alconix.com 受付期間：2026年6月9日(火)～2026年6月16日(火) 【事前質問に関するご留意事項】 いただいたご質問は、本総会当日に回答するか、本総会終了後に当社ウェブサイトには回答を掲載する予定です。なお、すべてのご質問に対して回答するものではありません。また、株主様の証券取引口座における個別のお取引に関するご質問は回答いたしかねますので、ご了承ください。
注意事項	・ご使用のパソコン環境やインターネット接続環境の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。 ・ご視聴いただくための通信料金等は株主様のご負担となります。 ・「株主様専用サイト」のURLまたはQRコードを第三者と共有すること、また、撮影、録画、録音、保存、SNS等での公開などは固くお断り申し上げます。 ・万が一、何らかの事情により中継を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。 <お問い合わせ先> 株主総会ライブ配信 当日電話対応窓口 0120-501-393 受付時間：2026年6月24日(水)午前9時～株主総会終了時刻まで

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 45円

総額 1,371,274,110円

また、中間配当を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき金87円となります。

(注) 会社法第453条に基づき、配当金総額は発行済株式総数から自己株式652,542株を除いて算出しております。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

ご参考 | 配当方針について

基本方針

内部留保と配当の最適なバランスを目指す

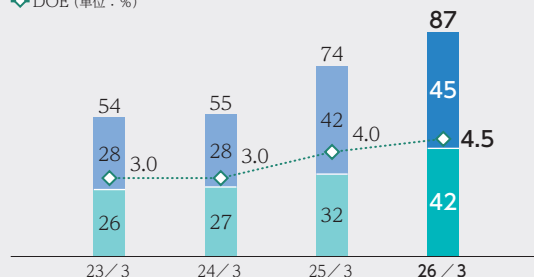
将来の事業展開と経営基盤強化
安定的で継続的な株主還元

2026年3月期配当の状況

2025年9月 (中間配当) 42円 + 2026年3月 (期末配当予定) 45円 = 年間 87円 (予定)

配当金推移

■ 普通配当(期末) ■ 普通配当(中間) (単位:円)
◇ DOE (単位:%)



(注) DOE: 株主資本配当率 (1株当たり年間配当額 ÷ 1株当たり株主資本 × 100)
株主資本の定義: 連結貸借対照表の「資本金」 + 「資本剰余金」 + 「利益剰余金」
※当社はDOE算出について分母を「1株当たり株主資本」を採用しております。

第2号議案

定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 当社は、長期経営計画実現のためのコーポレート・ガバナンス強化の一環として、健全で透明性が高く、事業環境の変化にすばやく対応できるような経営体制を確立すべく、本第45回定時株主総会総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 現行定款では株主総会は取締役社長が招集し議長となることとされていますが、株主総会の運営について、より一層柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、取締役会があらかじめ定める取締役が株主総会の招集権者及び議長となるよう、現行定款第14条を変更するものであります。
- ③ 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第29条第3項を新設するとともに、変更案第29条第3項の一部と内容が重複する現行定款第33条を削除するものであります。なお、この定款変更の効力発生後も、引き続き株主総会で剰余金の配当等を決議することが可能です。
- ④ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び <u>会計監査人</u> を置く。 (新設) (新設) (新設)	第4条 当社は、 <u>株主総会及び取締役のほか、次の機関</u> を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は電子公告により行う。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は64,000,000株とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (3) (条文省略)</p> <p>(4) 募集株式または募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>(5) (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の買増し請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと <u>(以下「買増し」という。)</u>を当会社に請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は電子公告により行う。<u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は <u>、</u>64,000,000株とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の買増し請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の<u>最終の</u>株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項の規程にかかわらず、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式取扱規程)</p>
<p>第11条 当会社の株主権利行使に関する手続きその他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>第11条 当会社の株主の権利行使に関する手続きその他株式に関する取扱いは、<u>取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (新設)</p>	<p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定により選定する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第13条 (条文省略)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者及び議長)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第14条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> (新設)</p>	<p>第14条 株主総会は<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。</u></p>
<p>第15条 (条文省略)</p>	<p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第16条 (条文省略)</p>	<p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>(決議要件)</p>	<p>(決議要件)</p>
<p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p>	<p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当会社に取締役<u>10名以内</u>を置く。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 (新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当会社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>9名以内</u>を置く。</p> <p><u>2. 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付役員等)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。取締役会はその決議によって代表取締役又は執行役員の内1名を社長とする。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副社長を若干名選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の5日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付役員等)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。取締役会はその決議によって代表取締役又は執行役員の内1名を社長とする。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副社長を若干名選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第24条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選 任) 第25条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の選任) 第26条 当社は法令または定款の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 補欠監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来するその事業年度に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。 4. 補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠く事になった時に就任する。 	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u> 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> 第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第25条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第26条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額はあらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第32条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>3. <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 取締役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額はあらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第29条 当社は、剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>2. <u>前項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u> <u>第33条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第34条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>3. 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第30条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(附 則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</u> <u>第1条 第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条第1項に定めるところによる。</u> <u>2. 第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条第2項に定めるところによる。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別		当社における現在の地位及び担当	取締役会出席回数
1	^{てしろぎ} 手代木	^{ひろし} 洋	男性	<input type="button" value="再任"/>	代表取締役社長執行役員CEO 100% (13回/13回)
2	^{すずき} 鈴木	^{たくみ} 匠	男性	<input type="button" value="再任"/>	取締役専務執行役員CSO コーポレート部門長 経営企画部、事業推進部、業務管理部、 IR広報部管掌 100% (13回/13回)
3	^{たかはし} 高橋	^{のぶひこ} 伸彦	男性	<input type="button" value="再任"/>	取締役常務執行役員CFO コーポレート部門 財務部、経理部、リスク管理部管掌 100% (13回/13回)
4	^{きくま} 菊間	^{ゆきの} 千乃	女性	<input type="button" value="再任"/> <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立"/>	取締役 100% (13回/13回)
5	^{いまづ} 今津	^{ゆきこ} 幸子	女性	<input type="button" value="再任"/> <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立"/>	取締役 100% (13回/13回)
6	^{まつお} 松尾	^{ひでき} 英喜	男性	<input type="button" value="再任"/> <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立"/>	取締役 100% (13回/13回)
7	^{さとう} 佐藤	^{しんじ} 真司	男性	<input type="button" value="再任"/> <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立"/>	取締役 100% (10回/10回)

候補者番号

1

て し ろ ぎ ひろし
手代木 洋

男性 (1958年5月6日生)

所有する当社の株式数

153,000株



再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社
- 2003年4月 当社入社
- 2004年6月 当社執行役員 第一グループ長
- 2008年4月 当社執行役員 第一グループ長
兼アルコニックス三伸株式会社 (現 アルコニックス・三高株式会社)
代表取締役社長
- 2009年6月 当社常務執行役員 第一グループ長
- 2010年6月 当社常務執行役員 軽金属・銅製品本部長
- 2014年6月 当社取締役常務執行役員 軽金属・銅製品本部長
- 2017年6月 当社取締役専務執行役員 経営企画本部長
- 2021年4月 当社取締役専務執行役員 コーポレート部門長 総務・人事部
情報システム部管掌
- 2022年4月 当社取締役社長執行役員COO
- 2022年6月 当社代表取締役社長執行役員COO
- 2024年6月 当社代表取締役社長執行役員CEO (現任)

取締役候補者とした理由

手代木 洋氏は、当社入社以来アルミ・銅製品事業に携わり、2004年の執行役員就任時に同事業のトップに就任、2014年には取締役に就任し、国内外流通、三国間ビジネス、海外事業展開にて高いリーダーシップを発揮すると共に、連結子会社での経営経験を経て、2024年6月より代表取締役社長執行役員CEOに就任しております。同氏の培ってきた専門性、経験に鑑み、引続き取締役候補者としております。なお、同氏が取締役に選任された場合は、本総会後の取締役会において代表取締役社長執行役員CEOに選定される予定であります。



再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社
 2009年6月 当社入社
 2013年7月 当社経営企画本部経営企画部長
 2017年6月 当社執行役員 経営企画本部経営企画部長
 2018年6月 当社執行役員 経営企画本部長補佐 兼経営企画部長
 2019年6月 当社取締役執行役員 経営企画本部長補佐 兼経営企画部長
 2021年4月 当社取締役常務執行役員 コーポレート部門 経営企画部、
 法務・コンプライアンス部、リスク管理部管掌 兼経営企画部長
2021年8月 アルコニックスベンチャーズ株式会社 代表取締役（現任）
 2022年4月 当社取締役常務執行役員CSO コーポレート部門長 経営企画部、
 IR広報部、総務・人事部、リスク管理部、法務部管掌
 2023年4月 当社取締役常務執行役員CSO コーポレート部門長 経営企画部、
 事業戦略部、業務管理部、IR広報部、総務・人事部、リスク管理部、
 法務部、サステナビリティ推進室管掌
 2024年4月 当社取締役専務執行役員CSO コーポレート部門長 経営企画部、
 事業戦略部、業務管理部、IR広報部、サステナビリティ推進室管掌
**2026年4月 当社取締役専務執行役員CSO コーポレート部門長 経営企画部、
 事業推進部、業務管理部、IR広報部管掌（現任）**

（重要な兼職の状況）

- 2021年8月 アルコニックスベンチャーズ株式会社 代表取締役

取締役候補者とした理由

鈴木 匠氏は、当社入社以来、経営企画に携わり当社グループの業容拡大及び経営戦略の策定に尽力し、特に製造業に対するM&Aを計画・指揮し連結収益基盤を強化した他、グループ全体の事業戦略立案、推進に高いリーダーシップを発揮し、2024年4月より当社取締役専務執行役員CSO コーポレート部門長に就任しております。同氏の培ってきた豊富な知見と高い専門性に鑑み、引続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

た か は し

の ぶ ひ こ

高橋

伸彦

男性 (1965年2月5日生)

所有する当社の株式数

19,300株



再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 株式会社東京銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
- 2015年4月 同行三菱東京UFJ銀行 (中国) 有限公司 (現MUFGバンク (中国) 有限公司) 深セン支店長
- 2017年6月 当社入社
- 2017年10月 当社財務部長
- 2020年6月 当社執行役員 経本部長補佐 兼財務部長
- 2021年6月 当社取締役執行役員 コーポレート部門 財務部、経理部管掌 兼財務部長
- 2022年4月 当社取締役執行役員CFO コーポレート部門 財務部、経理部管掌
- 2025年4月 当社取締役常務執行役員CFO コーポレート部門 財務部、経理部管掌
- 2026年4月 当社取締役 常務執行役員CFO コーポレート部門 財務部、経理部、リスク管理部管掌 (現任)

取締役候補者とした理由

高橋 伸彦氏は、大手金融機関において主に海外におけるコーポレートファイナンス業務に従事し、海外店の支店長経験を経て、当社に入社後は財務部長に就任し国際金融・財務の専門家としての知見・能力を発揮し、2021年6月の当社取締役就任後、2025年4月より当社取締役常務執行役員CFOとして財務・経理部門のトップに就任しております。同氏の培ってきた専門性、経験に鑑み、引続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

さ く ま

ゆ き の

菊間 千乃

女性 (1972年3月5日生)

所有する当社の株式数

5,100株



再任

社外

独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年4月 株式会社フジテレビジョン入社
- 2011年12月 弁護士登録
- 2012年1月 弁護士法人松尾総合法律事務所入所
- 2018年6月 株式会社コーセー 社外取締役
- 2020年5月 タキヒヨー株式会社 社外取締役 (監査等委員)
- 2020年6月 当社社外取締役 (現任)
- 2020年6月 株式会社キッツ 社外取締役 (現任)
- 2022年1月 弁護士法人松尾総合法律事務所 代表社員弁護士 (現任)
- 2024年2月 株式会社マネーフォワード 社外取締役 (現任)
- 2024年6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社社外監査役 (現任)
(重要な兼職の状況)
- 2020年6月 株式会社キッツ 社外取締役
- 2022年1月 弁護士法人松尾総合法律事務所 代表社員弁護士
- 2024年2月 株式会社マネーフォワード 社外取締役
- 2024年6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社社外監査役

選任理由及び期待される役割の概要

菊間 千乃氏は弁護士としての高度な専門的知識及び経営に関する高い見識を持ち、企業法務にも精通している他、マスメディア関連での経験を有する事等、その幅広い経歴を通じて培った豊富な経験を、当社取締役会の監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引続き社外取締役候補者としております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が取締役役に再任された場合は、引続き独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって6年となります。

候補者番号

5

いまづ ゆきこ
今津 幸子

女性（1968年7月28日生）

所有する当社の株式数

一株



再任

社外

独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録 アンダーソン・毛利法律事務所
(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業) 入所

2005年1月 同事務所パートナー就任 (現任)

2007年4月 慶應義塾大学法科大学院 准教授

2014年3月 公益財団法人石橋財団 理事 (現任)

2018年6月 第一三共株式会社 社外監査役 (現任)

2022年5月 ディップ株式会社 社外監査役

2022年6月 当社社外取締役 (現任)

2023年5月 ディップ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
(重要な兼職の状況)

2005年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士

2014年3月 公益財団法人石橋財団 理事

2026年6月22日 第一三共株式会社 社外監査役退任予定

選任理由及び期待される役割の概要

今津 幸子氏は弁護士として企業法務における高度な専門的知識を有し、特に人事・労務関係においては豊富な経験と知見を有しております。同氏の培った経験と知見を当社の取締役会の監督機能強化に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引続き社外取締役候補者としております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が取締役役に再任された場合は、引続き独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。

候補者番号

6

まつお ひでき
松尾 英喜

男性 (1956年6月27日生)

所有する当社の株式数

一株



再任

社外

独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 三井東圧化学株式会社 (現 三井化学株式会社) 入社
 - 2013年 4月 三井化学株式会社 執行役員 生産・技術本部長
 - 2014年 4月 同社常務執行役員 生産・技術本部長
 - 2016年 6月 同社取締役常務執行役員 生産・技術本部長
 - 2017年 4月 同社取締役専務執行役員 生産・技術本部長
 - 2018年 4月 同社代表取締役専務執行役員 (CTO)
 - 2020年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 (CTO)
 - 2022年 4月 同社取締役参与
 - 2022年 6月 特定非営利活動法人保安力向上センター 会長 (現任)
 - 2022年 6月 東洋エンジニアリング株式会社 社外監査役 (現任)
 - 2023年 6月 株式会社RYODEN 社外取締役 (現任)
 - 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)
- (重要な兼職の状況)
- 2022年 6月 特定非営利活動法人保安力向上センター 会長
 - 2022年 6月 東洋エンジニアリング株式会社 社外監査役
 - 2023年 6月 株式会社RYODEN 社外取締役

選任理由及び期待される役割の概要

松尾 英喜氏は三井化学株式会社にて長年経営に携わり、経営における幅広い見識、製造・技術分野において、特に製造現場における安全管理の仕組み・基盤の構築には豊富な知見を有しております。同氏の経験と知識は当社グループ、とりわけ製造セグメントに対する当社取締役会の監督強化に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引続き社外取締役候補者としております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が取締役役に再任された場合は、引続き独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。



再任

社外

独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 株式会社日立製作所入社
2005年4月 同社電機グループ 産業システム事業部
産業システム営業本部 副本部長
2006年4月 同社関西支社 副支社長（電力、電機（産業・公共）、交通、ビル担当）
2008年12月 同社情報通信グループ 産業流通システム営業統括本部長
2010年4月 同社理事 情報通信システム社 執行役員CMO
2012年4月 同社理事 本社営業統括本部 副統括本部長
2015年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ
（現 株式会社日立ハイテク）執行役常務CSO
兼 CMO 経営戦略本部長
2018年4月 同社執行役専務CSO 兼 CMO
2019年4月 同社代表執行役 執行役副社長
2020年8月 同社代表取締役 副社長執行役員
2021年4月 株式会社日立製作所 ライフ事業統括本部 CMO
2025年6月 当社社外取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

佐藤 真司氏は株式会社日立製作所および株式会社日立ハイテクにて長年経営に携わり、経営においての幅広い見識、産業・インフラ市場での機電、IT事業等の幅広い分野において豊富な知見を有しております。同氏の経験と知識は当社グループ、とりわけ製造セグメントに対する当社取締役会の監督強化に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏が取締役 に再任された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 菊岡 千乃氏、今津 幸子氏（戸籍上の氏名：島戸 幸子）、松尾 英喜氏、佐藤 真司氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は社外取締役各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏と締結した当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。各候補者が取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約により被保険者は株主代表訴訟、マネジメントリスク等の取締役の職務の執行に起因する訴訟で負うこととなった損害等が補填されることとなります。また、当該保険の保険料は当社が全額負担しており、被保険者は負担しておりません。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者により行われた不正行為に起因する損害賠償請求等については補填の対象としないこととしております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

きたがき

北垣

じゅんいち

淳一

男性（1961年4月9日生）

所有する当社の株式数

18,200株



新任

▶ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社
- 2003年9月 当社入社
- 2004年1月 NI Metal Products, Inc.（現 ALCONIX USA, INC.）社長
- 2013年1月 Univertical Holdings Inc. CFO/CAO
- 2019年10月 当社情報システム部長
- 2022年4月 当社執行役員 監査役業務執長 兼 コーポレート部門 情報システム部 管掌
- 2023年6月 当社常勤監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

北垣 淳一氏は、当社入社以来、米国法人の責任者として長年にわたり米国における事業拡大を牽引し、製造業における経営管理全般に関する豊富な知識と経験を有しております。帰国後は、執行役員として情報管理・セキュリティ部門の責任者を務め、2022年に監査役業務室長に就任した後、現在に至るまで当社常勤監査役として、独立した立場から適正かつ客観的に監査業務を遂行しております。これらの知見および実績を踏まえ、監査等委員である取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。

候補者番号

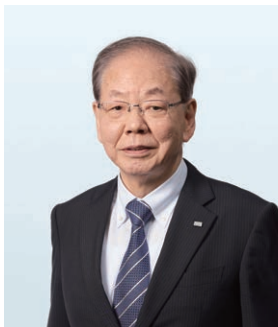
2

おぎ
荻

しげお
茂生

男性（1951年11月17日生）

所有する当社の株式数
4,500株



新任

社外

独立

▶ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1974年11月 Deloitte Haskins & Sells会計事務所入所
- 1979年 8月 公認会計士登録
- 1990年 7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員
- 1997年 7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員
- 2015年12月 荻公認会計士事務所（現任）**
- 2016年 6月 日本曹達株式会社 社外監査役
- 2020年 6月 日本曹達株式会社 社外取締役（監査等委員）
- 2020年 6月 当社社外監査役（現任）**
- 2023年 6月 芝浦機械株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）**

選任理由及び期待される役割の概要

荻 茂生氏は、国際経験が豊富な公認会計士として高度な専門的知識および経営に関する高い見識を有しております。2020年6月以降、当社社外監査役として、これらの知見と経験を活かし、適切にその職責を果たしてきていることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、引続き独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって6年となります。

候補者番号

3

たけだ
武田

りょうこ
涼子

女性 (1970年7月5日生)

所有する当社の株式数

一株



新任

社外

独立

▶ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 弁護士登録 西村総合法律事務所入所 (現 西村あさひ法律事務所)
- 2014年12月 シティユーワ法律事務所 スペシャル・カウンセラー
- 2016年2月 公認不正検査士 (CFE) 認定
- 2016年10月 司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員 (行政法担当)
- 2017年6月 公益財団法人国際民事法センター 評議員 (現任)
- 2020年6月 当社社外監査役 (現任)
- 2021年6月 電気興業株式会社 社外取締役
- 2022年1月 金融庁 自動車損害賠償責任保険審議会委員 (現任)
- 2022年2月 独立行政法人農林漁業信用基金 契約監視委員会委員 (現任)
- 2022年10月 司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員 (租税法担当)
- 2022年11月 日本空港ビルデング株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2023年1月 シティユーワ法律事務所 パートナー (現任)
- 2023年3月 学校法人駒澤大学 学外理事 (現任)

選任理由及び期待される役割の概要

武田 涼子氏は、弁護士としての高度な専門知識および経営に関する高い見識を有し、企業法務にも精通しております。2020年6月以降、これらの知識と見識を活かし、当社監査役として適切にその職責を果たしてきていることから、監査等委員である取締役候補者となりました。

また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 荻 茂生氏、武田 涼子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、監査等委員である取締役として当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約により被保険者は株主代表訴訟、マネジメントリスク等の監査等委員である取締役の職務の執行に起因する訴訟で負うこととなった損害等が補填されることとなります。また、当該保険の保険料は当社が全額負担しており、被保険者は負担しておりません。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者により行われた不正行為に起因する損害賠償請求等については補填の対象としないこととしております。
5. 社外取締役候補者につき、過去5年間における他社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

武田 涼子氏が社外取締役（監査等委員）を務めております日本空港ビルデング株式会社は、2025年5月、同社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本方針に照らして不適切な行為が行われていたことを公表し、当該行為に関し、国土交通省より行政指導にあたる嚴重注意を受けました。武田 涼子氏は、当該行為について事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会において、ガバナンス及びコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行っており、また、当該行為の認識後は、特別調査委員会の委員として、当該行為の事実関係の解明並びに原因分析及び再発防止策の提言を行うなど、その職責を果たし、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底をはかっております。

武田 涼子氏が電気興業株式会社の社外取締役として在任中でありました2024年12月5日、同社は、下請事業者に同社製品の一部部品の製造に使用する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を無償で保管させていた行為が下請法第4条第2項第3号の規定に違反するとして、公正取引委員会から勧告を受けました。武田 涼子氏は、同社社外取締役の就任時から上記違反が判明するまで当該違反行為を認識しておりませんでした。従前これまでの経験や弁護士としての知見を活かし、法令遵守等の視点による提言等を行っており、また、当該違反行為判明後は、コンプライアンスの一層の強化と内部統制の視点から再発防止に関する提言並びに実施状況に係る経営陣の監視と助言を行う等、ガバナンス強化のため、適切にその職務を遂行しておりました。

<ご参考>取締役のスキルマトリックス

当社は、グローバルなビジネス展開を手掛ける商社と、高い技術力と競争力を保有する製造業の両面を併せ持つ総合企業として、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制の確立のため、幅広い事業経験及び多岐にわたる専門性・知識を有する取締役を選任しております。本総会に上程する第3号議案、第4号議案が承認された後の当社の取締役の経験と専門性は次の通りであります。

役職	氏名	主な地位、役割、 経歴、資格等	在任 年数	性別	スキル項目										
					グローバル 企業経営	営業・ マーケ ティング	事業投資・ M&A	財務・ 会計	内部統制・ 法務・ コンプライ アンス	人財 戦略	モノづくり (品質及び 安全管理)	サステナ ビリティ	DX		
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	社内	手代木 洋	・代表取締役 社長執行役員CEO	12年	男性	○	○	○			○		○		
		鈴木 匠	・取締役 専務執行役員CSO ・サステナビリティ委員会委員長	7年	男性	○	○	○	○					○	
		高橋 伸彦	・取締役 常務執行役員CFO ・リスク管理委員会委員長	5年	男性	○		○	○	○					○
	社外	菊間 千乃	・弁護士 ・キッツ/マネーフォワード社外取締役	6年	女性			○		○	○			○	
		今津 幸子	・弁護士 ・ディップ社外取締役 ・第一三共社外監査役	4年	女性		○			○	○			○	
		松尾 英喜	・元三井化学代表取締役副社長執行役員CTO ・RYODEN社外取締役 ・東洋エンジニアリング社外監査役	2年	男性	○		○					○		○
		佐藤 真司	・元日立ハイテク代表取締役副社長執行役員	1年	男性	○	○	○							○
		北垣 淳一	・元当社情報システム部管掌役員	取締役：－ 監査役：3年	男性		○		○	○					○
社外	荻 茂生	・公認会計士 ・芝浦機械社外取締役	取締役：－ 監査役：6年	男性			○	○	○				○		
	武田 涼子	・弁護士 ・公認不正検査士 ・日本空港ビルディング社外取締役	取締役：－ 監査役：6年	女性					○	○	○	○			

- (注) 1. 貢献が期待される分野に○を付しております。
2. 在任年数は本株主総会時点のものであります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

こぐれ かずとし
小暮 和敏

男性（1959年1月17日生）

所有する当社の株式数

一株



新任

社外

独立

▶ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1982年3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1985年4月 公認会計士登録
- 1996年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員
- 2013年7月 日本公認会計士協会 常務理事
- 2019年7月 日本公認会計士協会 副会長
- 2022年7月 日本公認会計士協会 相談役（現任）
- 2022年10月 小暮和敏公認会計士事務所（現任）
- 2023年12月 東京都墨田区監査委員（現任）
- 2024年6月 KDDI株式会社 社外監査役（現任）
- 2024年6月 公益財団法人三菱UFJ国際財団 監事（現任）

（重要な兼職の状況）

- 2022年7月 日本公認会計士協会 相談役
- 2022年10月 小暮和敏公認会計士事務所
- 2023年12月 東京都墨田区監査委員
- 2024年6月 KDDI株式会社 社外監査役
- 2024年6月 公益財団法人三菱UFJ国際財団 監事

選任理由及び期待される役割の概要

小暮 和敏氏は長年監査法人で公認会計士として法人監査に携わり、監査について幅広い見識を有しております。また日本公認会計士協会において重要な役職を過去に担ってきたこともあり、このような視点及び独立した客観的な立場から適切に監査・監督機能を果たしていただけると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任しました。なお、同氏が選任され、かつ取締役役に就任した場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 小暮 和敏氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約により被保険者は株主代表訴訟、マネジメントリスク等の取締役の職務の執行に起因する訴訟で負うこととなった損害等が補填されることとなります。また、当該保険の保険料は当社が全額負担しており、被保険者は負担しておりません。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者により行われた不正行為に起因する損害賠償請求等については補填の対象としないこととしております。
4. 社外取締役候補者につき、過去5年間における他社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。
- 小暮 和敏氏が社外監査役を務めておりますKDDI株式会社は、同社連結子会社の広告代理事業において実体が存在しない架空取引が判明したため2026年3月31日に過年度の決算内容を訂正し、同年4月30日に株式会社東京証券取引所より、改善報告書及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受けております。小暮 和敏氏は、当該架空取引の事実を事前には認識しておりませんでした。本件の疑義を認識した同社の常勤監査役から同広告代理事業のリスクや対応方針等について適時報告を受け、その後の監査役会、会計監査人との打合せ等の機会を通じて対応を協議してまいりました。小暮 和敏氏は、日頃から取締役会等において法令遵守やグループガバナンスの重要性について発言しており、本件架空取引の疑いが発覚した後は、常勤監査役等と連携して調査の進捗を確認し、取締役会等においても再発防止策の整備等をモニタリングする等、その職責を果たしております。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与の報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2025年6月18日開催の当社第44回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）とご承認いただいております。また、2019年6月21日開催の当社第38回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠の額の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額80百万円以内とすることにつきご承認いただいております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬限度額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）とすること、及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において「対象取締役」といいます。）に対して支給する譲渡制限付株式の付与の報酬の上限額を上記報酬枠の額の範囲内にて年額80百万円以内とすること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は電子提供措置事項 事業報告 2.会社の現況 会社役員の状況 ④ 取締役及び監査役の報酬等に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役4名）、対象取締役は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

【譲渡制限付株式報酬の内容】

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与の報酬として支給される金銭報酬債

権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とします。また、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で

承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

[ご参考]

本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を付与するための報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定であります。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2021年6月23日開催の当社第40回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」の導入をご承認いただいております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とする業績連動型株式報酬制度を、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として改めて報酬限度額を設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、監査等委員会設置会社へ移行後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与の報酬決定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金額を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役は役員株式給付規程に基づき、役位や、当事業年度期初に設定された業績連動報酬等に係る主要指標における達成度を勘案して定まるポイント数が毎年の定時株主総会日に付与され、その付与されたポイント数が当社株式等に転換され給付を受け

る権利を取得する時期は、評価対象期間の3事業年度後の事業年度に開催される定時株主総会日としております。ただし、当該期日が到来する前に退任する場合は、退任時に給付を受ける場合があります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2021年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2021年8月）時に、当初対象期間に対応する取締役分の必要資金として、190百万円を本信託に拠出いたしました。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託として存続させることとします。本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が完了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等が以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとして、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、2025年3月、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分いたしました。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり50,000ポイントであるため、各対象期間について取締役への給付のために本信託が取得する当社株式数の上限は150,000株となります。

なお、本制度は執行役員も対象としており、執行役員に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり

50,000ポイントであるため、各対象期間について執行役員への給付のために本信託が取得する当社株式数の上限は150,000株となります。

従って、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は300,000株となります。

(6) 取締役給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位や、当事業年度期初に設定された業績連動報酬等に係る主要指標における達成度を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は50,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、役員株式給付規程に定める一定期日までに当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

第8号議案

監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

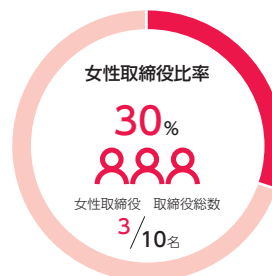
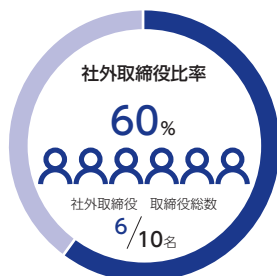
第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

取締役の構成



独立役員届出の状況について

コーポレート・ガバナンスコード原則4-8（独立社外取締役の有効な活用）

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準および当社の独立性判断基準（原則4-9に記載の通り）を充足した独立社外取締役6名（取締役総数10名中）を選任しております。

独立社外取締役は、多様な視点や経験や高度な専門知識に基づき、当社グループの経営全般について独立した立場から助言する役割を担っております。独立社外取締役に対しては、取締役会事務局が取締役会開催日前に議案および報告事項の事前説明を実施する等して、取締役会での積極的な発言を支援する体制を整えております。

役職	氏名		
社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）	菊間 千乃	再任	独立
	今津 幸子	再任	独立
	松尾 英喜	再任	独立
	佐藤 真司	再任	独立
監査等委員である社外取締役	荻 茂生	新任	独立
	武田 涼子	新任	独立

コーポレート・ガバナンスコード各原則に対する当社の取組みについても併せてご覧ください。

https://www.alconix.com/company/governance_organization/



政策保有株式に関する方針

政策保有株式については、営業上における取引関係の円滑化および企業連携を通じた、当社の中長期的な企業価値向上に資するもののみを保有するが、継続して縮減に努めるとともに、保有する議決権の行使においては、発行体企業の企業価値の向上および経営状況を勘案したうえ適切に行使いたします。

コーポレート・ガバナンスコード原則1-4（政策保有株式）

当社は、取引関係の円滑化および企業連携の強化等を考慮し、数社の上場株式を政策保有目的で保有しております。その内容は当社の有価証券報告書内の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。当社は、政策保有目的の各上場株式について、当該会社の業績や財務状況等を精査し、保有する便益が資本コストに見合っているか、さらには、保有を継続することで当社の中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に資するののかについて経営会議で検討した上、定期的に取り締役会で議論しております。取締役会で保有継続の合理性がないと判断された場合には、当該会社と対話を行った上で売却等を進めております。当社連結貸借対照表に計上されている「投資有価証券勘定」における当社およびグループ会社が保有する政策保有株式についても、上述の方針に従い、売却対象銘柄の選定や売却時期等に関して経営会議・取締役会において継続的に議論してまいります。政策保有株式に係る議決権の行使については、当該会社株主総会の全議案の内容を慎重に吟味し、当該会社の企業価値の向上に沿うものであるかという判断基準から、議案ごとに賛否を決定いたします。

なお、当社の政策保有株式の保有比率は当社の連結純資産の4.6%（非上場株式を含む、2026年3月期）となっており、その内容については有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しています。

有価証券報告書はこちらのページからご覧ください

https://www.alconix.com/ir/library/securities_reports/



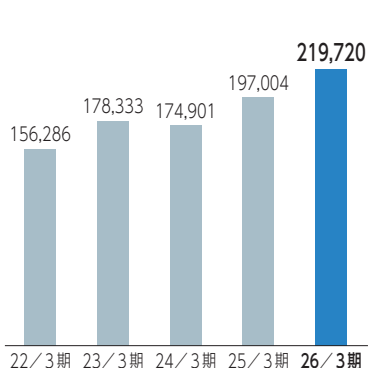
事業報告

ご参考

連結業績ハイライト

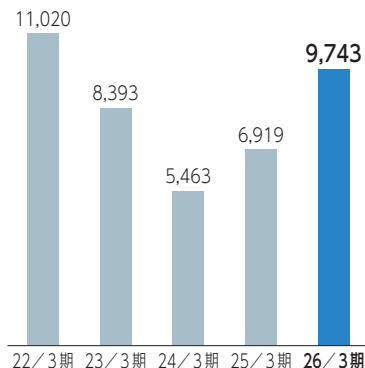
売上高

(単位：百万円)



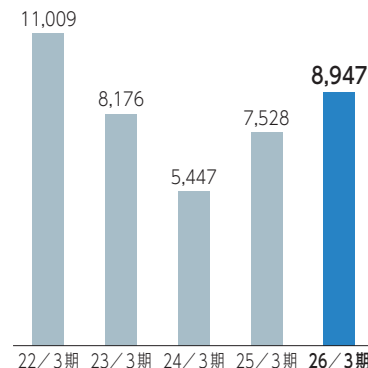
営業利益

(単位：百万円)



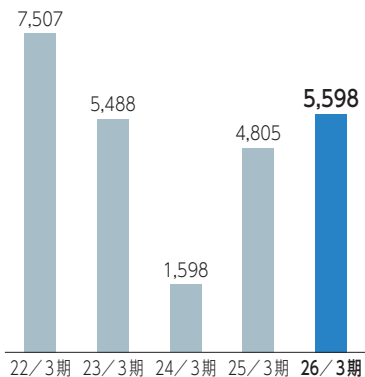
経常利益

(単位：百万円)



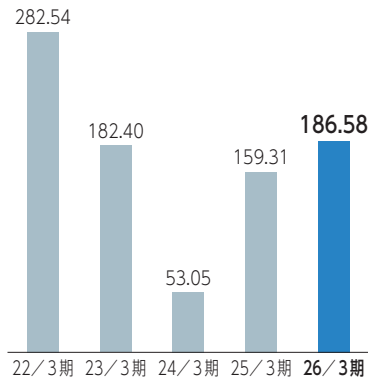
親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)



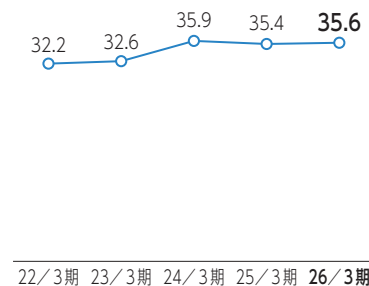
1株当たり当期純利益

(単位：円)



自己資本比率

(単位：%)



※24/3期特別損益△1,620百万円の影響による
特別利益530百万円(投資有価証券売却益等)
特別損失2,150百万円(中国での貸倒引当金、
子会社構造改善費用等)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界規模の経済情勢では、米国政府の関税政策や北米を中心とするEV減速、不動産業界の低迷に端を発した中国国内経済の停滞、中国当局によるレアメタル・レアアースの輸出規制等が当社グループの経営に影響を及ぼす要因となりました。

当社グループとして関与の深い業界、市場においては、アルミや銅市況については下半期から緩やかに上昇、数量もアルミ圧延品や伸銅品共に前年度比では着実に増加、スクラップ市場についても需要は回復傾向です。ニッケルも第3四半期末から上昇基調に転じ、レアメタルもタングステンを中心に第2四半期から大幅上昇しました。半導体関連は、前年度の中国半導体国産化の動きによる製造装置・実装装置関連特需が消えたものの、下半期より世界的なデータセンター向け需要が旺盛となり、伸長しました。モビリティ関連は関税や北米EV減速影響等で完成車メーカーによりまだら模様の展開が続いている一方、安全保障の観点から航空・宇宙・防衛を担う重工業各社の部材需要が伸長しました。電池関連は、車載向けは北米EV減速影響で需要は踊り場に、スマホ・タブレット向けは需要回復傾向ながら、当社グループにおいてはモデルチェンジによる材料変更の影響が顕在化しつつあります。

このような環境のもと、当連結会計年度における当社グループの売上高は、アルミ・銅原料、半導体製造装置関連金属加工品、メッキ材料などの取引が寄与して電子機能材事業、アルミ銅事業、装置材料事業、金属加工事業の4セグメント全てで前期比増となりました。同期間におけるセグメント利益は、自動車関連部材不振の影響でアルミ銅事業、一部事業での事業構造改善費用増の影響で装置材料事業がそれぞれ前期比減となりましたが、ニッケルやレアメタルの市況上昇に加え取扱数量を伸ばした電子機能材事業、半導体関連や航空・宇宙・防衛関連で伸長した金属加工事業がそれぞれ前期比増となりました。

当連結会計年度における主な経営成績は次の通りであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
売上高	197,004	219,720	22,715	11.5
営業利益	6,919	9,743	2,823	40.8
経常利益	7,528	8,947	1,419	18.9
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,805	5,598	793	16.5

当連結会計年度におけるセグメントの業績は次の通りであります。また、各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

		前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
商社流通 －電子機能材	売上高	34,141	45,701	11,560	33.9
	セグメント利益	2,235	2,875	640	28.6
商社流通 －アルミ銅	売上高	83,667	91,533	7,865	9.4
	セグメント利益 又は損失(△)	492	△65	△558	－
製造 －装置材料	売上高	46,317	49,070	2,753	5.9
	セグメント利益	1,610	1,482	△127	△7.9
製造 －金属加工	売上高	36,833	41,120	4,286	11.6
	セグメント利益	3,241	4,630	1,389	42.9

商社流通－電子機能材事業

本セグメントの売上高は、海外における電池関連材料取引やニッケル・レアメタル価格の上昇等が寄与して前期比増となりました。本セグメントのセグメント利益は、ニッケル・レアメタル取引などが寄与して前期比増となりました。

商社流通-アルミ銅事業

本セグメントの売上高は、アルミ及び銅の地金・スクラップ取引が寄与して前期比増となりました。本セグメントのセグメント利益は、自動車関連部材取引不振の影響で前期比減となりました。

製造-装置材料事業

本セグメントの売上高は、北米市場のメッキ材料、非破壊検査用材料等が寄与して前期比増となりました。本セグメントのセグメント利益は、カーボンブラシ事業の事業構造改善費用の影響で前期比減となりました。

製造-金属加工事業

本セグメントの売上高は、半導体実装装置関連金属加工品、二次電池用部品等が寄与して前期比増となりました。本セグメントのセグメント利益は、航空・宇宙・防衛関連金属加工品の収益伸長も寄与し前期比増となりました。

- ② 設備投資の状況
 当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は8,166百万円で、その主なものは、次のとおりであります。
- ・装置材料セグメントに所属する製造子会社での生産設備増強等 (注) 3,047百万円
 - ・金属加工セグメントに所属する製造子会社での生産設備増強等 (注) 3,392百万円
- (注) 建設仮勘定を含んでおります。
- ③ 資金調達
 該当事項はありません。
- ④ 他の会社の株式その他持分または新株予約権の取得または処分の状況
 該当事項はありません。
- ⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
 該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アドバンスト マテリアル ジャパン株式会社	70百万円	100.00%	レアメタル、レアアース及び関連商品販売
林金属株式会社	45百万円	100.00%	伸銅品、軽合金、ステンレス鋼その他非鉄金属の販売
株式会社大川電機製作所	48百万円	100.00%	アルミ、チタン等軽合金の通信機器等用精密機構部品の製造及び販売
アルコニックス・三高 株式会社	40百万円	100.00%	非鉄金属及び関連商品販売
ALCONIX (THAILAND) LTD.	7,000千 タイバツ	49.00%	非鉄金属及び関連商品販売
ALCONIX LOGISTICS (THAILAND) LTD. (注)	17,000千 タイバツ	73.99% (24.99%)	各種非鉄金属製品の輸入販売及び国内在庫販売等
ALCONIX HONGKONG CORP.,LTD.	600千香港ドル	100.00%	非鉄金属及び関連商品販売
ALCONIX USA, INC.,	800千米ドル	100.00%	非鉄金属及び関連商品販売
ALCONIX (SHANGHAI) CORP.	10,000千米ドル	100.00%	非鉄金属及び関連商品販売
ALCONIX EUROPE GMBH	300千ユーロ	100.00%	非鉄金属及び関連商品販売
ALCONIX (MALAYSIA) SDN. BHD.	8,700千マレーシア リングギット	100.00%	非鉄金属及び関連商品販売

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ALCONIX (TAIWAN) CORPORATION	30,000千新台幣ドル	100.00%	非鉄金属及び関連商品販売
ALCONIX VIETNAM CO.,LTD.	2,052千米ドル	100.00%	非鉄金属及び関連商品販売
UNIVERTICAL HOLDINGS INC.	1千米ドル	100.00%	非鉄金属及びその製品の製造及び販売を行う当社連結子会社のUNIVERTICAL LLC.の株式全てを保有する中間持株会社
アルミ銅センター株式会社	40百万円	100.00%	アルミスクラップ並びに地金及び銅スクラップの国内集荷販売及び輸出取引
大羽精研株式会社	30百万円	100.00%	半導体用表面実装機（チップマウンター）、及び自動車、産業機械関連製造装置用精密加工部品の製造及び販売
東海溶業株式会社	20百万円	100.00%	溶接材料等の製造及び販売 溶射施工、特殊溶接加工
平和金属株式会社	97百万円	100.00%	アルミ、銅等を中心とした空調、冷凍機器向け配管機材、機能部品用素材の販売
マークテック株式会社	2,078百万円	100.00%	非破壊検査用品、機器の開発、製造及び販売、据付工事の請負 印字装置と用品、マーケティング装置と用品の開発製造及び販売、据付工事の請負
株式会社富士プレス	52百万円	100.00%	金属プレス製品の加工及び販売、金属、合成部品の加工、プレス機械、金型製造機械の販売、各種機械、器具部品の製造及び販売
ALCONIX KOREA CORPORATION	1,570百万ウォン	100.00%	非鉄金属及び関連商品販売
株式会社富士カーボン製造所	76百万円	100.00%	炭素製品の製造及び販売・粉末冶金製品の製造及び販売・電機部品並びに材料の製造及び販売
FUJI ALCONIX MEXICO S.A. de C.V. (注)	561百万 メキシコペソ	100.00% (86.56%)	金属プレス製品の加工及び販売、金属、合成部品の加工、プレス機械、金型製造機械の販売、各種機械、器具部品の製造及び販売

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社富士根産業	80百万円	95.00%	空調・冷凍機器部品、自動車部品、I T 機器部品、配管部品、熱交換器等の製造及び販売
HONG KONG ANDEX ELECTRONIC MATERIAL CO.,LTD.	500百万円	67.12%	リチウムイオン電池用材料関連事業の運営
アルコニックベンチャーズ株式会社	30百万円	100.00%	投資事業、投資事業組合の運用
ACメタルズ株式会社	30百万円	100.00%	当社アルミ銅セグメント流通商社への管理業務シェアードサービス提供
ジュピター工業株式会社	36百万円	100.00%	精密コネクタ金属端子部品のプレス部品製造
株式会社ソーデナガノ	80百万円	100.00%	リチウムイオン電池用金属プレス部品製造
Soode Kansas Corporation (注)	7,150千 米ドル	100.00% (90.00%)	リチウムイオン電池用部材製造
株式会社坂本電機製作所	30百万円	100.00%	精密機械部品及び産業機械用機構部品等の製造・販売

(注) 議決権比率の()は内書で間接保有の出資比率であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは昨年度に2030年度を最終年度とする6年間の「長期経営計画2030」を策定しました。また、「中期経営計画2024」最終年度である2026年度の数値目標につき、過年度実績及び足許の内外環境変化を踏まえ見直し、下記の数値目標の達成を目指します。

(数値目標)

	〔「中計2024」2026年度目標数値見直し〕		〔長計2030〕
	当初目標	見直し後目標	2030年度目標
連結売上高	2,300億円以上	2,350億円	—
連結経常利益	110億円以上	100億円	150億円以上
E B I T D A	160億円以上	157億円	—
R O E (株主資本利益率)	12%以上	10.6%	12%以上
R O I C (投下資本利益率)	6%以上	5.9%	8%以上
D O E (株主資本配当率)	4%以上	4%以上	—

数値目標の達成と持続可能な成長を目指す為、

- ・グループ収益力の安定性と成長力を高め、新たな成長曲線を描く
- ・「パーパス・ビジョンの具現化」と「資本コストや株価を意識した経営」を両立し、「商品・資本・人財」の好循環を生み出す
- ・グループの持続的な事業成長を支える経営基盤を充実させ、事業活動を通じた社会の課題解決への貢献を果たす

を掲げ、下記の基本方針・重点課題に基づき、具体的な戦略・アクションプランを遂行していくこととします。

(基本方針・重点課題)

	基本方針	重点課題
事業戦略- 収益力強化 ・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・収益力を磨く ・成長の為の新規投資 (M&A、設備投資) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業の収益力強化 ・グループ会社の自走力(自律成長)促進 ・グループ間のシナジー追求
財務戦略- 資本活用と 配分最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・投下資本の積極・有効活用 ・収益の再投資+株主還元 	<ul style="list-style-type: none"> ・低採算事業の構造改革 ・資本効率向上へグループ牽引枠組整備 ・収益再投資と株主還元のバランス
人財戦略- 人財育成と 生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略に適合した人財投資 (確保・育成) ・人財パフォーマンスの最大化 (生産性向上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略に沿ったグループワイドな人財配置の最適化 ・グループ全体を見渡せるマネジメント人財
サステナビ リティ戦略- グループと 社会の持続 可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を通じて「どこかにいる、誰か」の豊かさ(well-being)を実現しようとしている当社グループのパーパスは、社会を持続させるための課題解決に向けた取組とは不可分の関係にあります。 ・当社グループは、E(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)・H(人財)を重点課題(マテリアリティ)と定め、取組を続けていきます。 	<p>E(環境)：リサイクル事業を重点事業とし、適正・適法な循環型社会の実現を目指します。更に、事業活動を通じた環境負荷の軽減に努めます。</p> <p>S(社会)：人権と環境に配慮した調達、製造、販売を行い、公正なサプライチェーン構築に寄与すると共に、地域社会との共生を図ります。</p> <p>G(ガバナンス)：内部統制システムの基本方針に則り、グループとしての社会責任を全うしながら、リスクの統制を不断に行います。</p> <p>H(人財)：自律的・能動的に社会課題解決を行う人財を確保・育成する一方で、多様性・公平性・包括性に満ちたグループ風土を醸成していきます。</p>
D X戦略 -デジタル利 活用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・財務・人財戦略と連動したソリューションの提供 ・グループに最適化したデジタル技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確・迅速な判断に向けたグループデータの把握・統合 ・グループ全体の事業活動・業務の効率化・質の向上

(戦略)

1. 事業戦略：事業の仕分・組替とグループの連携により価値創造を最大化

グループ各事業単位で個別取引毎に、「注力」事業の展開・開拓、安定・成熟事業の「効率化」、低採算事業の「変革」を図ります。

事業ポートフォリオを不断・柔軟に仕分・組替の上、経営資源を適切に配置します。

グループの持つ様々なリソース（知見、能力、経験、技術）をつなぎあわせ、追加的な企業価値の向上を目指します。

事業戦略：成長市場領域とグループが提供する価値が合致する事業に注力

「中計2024」における注力分野（半導体・自動車・リサイクル）を再整理し、市場拡大が期待できる領域「勝ち筋」とグループが提供する価値「ソリューション」のマトリックスをグループで共有し、2030年度に向けた事業戦略を策定します。

勝ち筋とソリューションが交わるエリア（ホットスポット）で今後のグループ付加価値増大に寄与しうる事業に注力すると共に、新たな「勝ち筋」と「ソリューション」を開拓します。

2. 財務戦略：成長投資と株主還元を両立し、資本効率を最大化

事業成長・資本効率両立の為の資本活用と配分を最適化します。

資本効率向上の為の打ち手を総動員し、資本の好循環を生み出します。

「中計2024」におけるDOE 3%目標は4%に上げます。

3. 人財戦略：ヒトをつなぎ、コア人財を育成し、稼ぐ力を強化

従業員のスキルや経験値を上げることにより、仕事へのモチベーションとパフォーマンスを向上させます。

事業ポートフォリオ組替に応じた人財の最適配置と、新規ビジネスを創出できるコア人財の確保・育成をします。

商社から製造・開発まで幅広い業務や経験を通じた、グループ経営の次世代を担うマネジメント人財の育成をします。

4. DX戦略：デジタル技術でグループの今を把握し、未来の付加価値創造につなぐ

事業戦略、財務戦略、人財戦略と連動し、グループの各種データを迅速かつ的確に把握、加工、抽出できる仕組みを構築します。

グループにおける様々なプロセスの効率化・合理化へのデジタル技術活用に取り組み、グループ付加価値創造と業務環境の改善に寄与します。

2. 会社の現況

会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役	手代木 洋	社長執行役員CEO
取締役	鈴木 匠	専務執行役員CSO コーポレート部門長 経営企画部、事業戦略部、業務管理部、IR広報部、サステナビリティ推進室管掌
取締役	今川 敏哉	常務執行役員CHRO コーポレート部門 総務・人事部、法務部管掌 内部統制担当 内部統制業務室管掌
取締役	高橋 伸彦	常務執行役員CFO コーポレート部門 財務部、経理部管掌
取締役	菊間 千乃	弁護士 弁護士法人松尾綜合法律事務所 代表社員弁護士 株式会社キッツ 社外取締役 株式会社マネーフォワード 社外取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 社外監査役 (注) 1、3
取締役	今津 幸子	弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 公益財団法人石橋財団 理事 第一三共株式会社 社外監査役 (注) 1、3
取締役	松尾 英喜	特定非営利活動法人保安力向上センター 会長 東洋エンジニアリング株式会社 社外監査役 株式会社RYODEN 社外取締役 (注) 1、3
取締役	佐藤 真司	(注) 1、3
常勤監査役	北垣 淳一	
監査役	荻 茂生	公認会計士 荻公認会計士事務所 芝浦機械株式会社 社外取締役 (監査等委員) (注) 2、4

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	武田涼子	弁護士 公認不正検査士 シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士 公益財団法人国際民商事法センター 評議員 金融庁 自動車損害賠償責任保険審議会委員 独立行政法人農林漁業信用基金 契約監視委員会委員 日本空港ビルデング株式会社 社外取締役 (監査等委員) 学校法人駒澤大学 学外理事 (注) 2、5

- (注) 1. 取締役の菊間 千乃氏、今津 幸子氏、松尾 英喜及び佐藤 真司氏は社外取締役であります。
2. 監査役の荻 茂生氏、及び武田 涼子氏は社外監査役であります。
3. 当社は取締役の菊間 千乃氏、今津 幸子氏、松尾 英喜及び佐藤 真司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役の荻 茂生氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社は荻 茂生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役の武田 涼子氏は弁護士の資格を有し、法務面に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社は武田 涼子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 以下の取締役は、2025年6月18日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。
社外取締役 久田 眞佐男氏

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は社外を含む取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者は株主代表訴訟、マネジメントリスクにおける訴訟に対する損害等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者である取締役及び監査役により行われた不正行為に起因する損害賠償請求等については補填の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

(役員報酬等の決定に関する方針等)

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し答申を受けております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下の通りです。

1. 報酬（社外取締役を除く）の基本原則

「当社グループの持続的価値創造を支えることを目的とする」

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を健全に動機づけることのできる報酬水準とする。
- (2) 財務業績による定量的な評価と、中長期戦略を踏まえた課題に対する取組の度合い、経営資源の適切な分配に係る意思決定の度合い、適切なるリスクテイクによる投資（M&A、設備投資等）に係る意思決定の度合いの評価を業績連動報酬にて公正かつ公平に反映することで、グループ経営に対する毎事業年度の結果責任を明確化する。
- (3) 中長期的なグループ業績と連動する長期インセンティブを継続的に付与することにより、持続的な企業価値創造を図る。
- (4) 取締役在任中の長期的な株式保有を促進し、株主との利害共有を図る。

「報酬の決定における客観性と透明性を確保する」

- (1) 報酬の決定方針および個人別の支給額については、社外役員を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会で審議する。
- (2) 外部調査機関の調査データなどを参考とし、同業他社、同規模企業群との比較等の客観的な検証を行い、当社グループの事業特性等も考慮し、適切なる報酬水準を設定する。

2. 報酬体系

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、金銭報酬として「基本報酬」と「業績連動報酬」、株式報酬として持続的な企業価値創造に連動する「業績連動型株式報酬（株式給付信託（BBT）」、及び株式の継続保有を通じて株主の皆様と継続的に価値を共有することを目的とした「譲渡制限付株式報酬」で構成されます。

(1) 基本報酬の構成

監督給 取締役の監督機能部分と代表権者の責任度合い（代表取締役のみ）を加味した定額報酬

執行給 取締役の役位に応じて設定する定額報酬（執行職務対価役位給）にC x O制度の業務執行の役割に応じた定額報酬

(2) 業績連動報酬の構成

執行給の0%~100%

毎事業年度の結果責任を明確にするため、当社グループにおける経営上の重要指標である連結経常利益、株主総利回り、ROEの事業年度ごとの各目標達成度合いや定性的貢献度合いに応じて、執行給（執行職務対価）に対し0%~100%の範囲内で支給額を決定します。

(3) 業績連動型株式報酬（株式給付信託（BBT））の構成

- ・取締役（社外取締役を除く）を対象に、業績評価期間中の業績の数値目標の達成率に応じて、当社が定める役員株式給付規程に従い、役位に応じたポイントを付与します。
- ・業績評価対象期間の3事業年度終了後に開催される定時株主総会終結後に給付を受ける権利が確定します。
- ・当社より拠出された自己株式及び当該株式を時価で換算した金額相当の金銭等が信託を通じて給付されます。

(4) 譲渡制限付株式報酬の構成

- ・取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図る長期的なインセンティブを目的として、あらかじめ設定した報酬総枠（金額及び株数）内で、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける制度です。
- ・譲渡制限期間の満了、または、任期満了、死亡等、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役、執行役員、使用人その他これらに準ずる地位で当社取締役会が定める地位のいずれからも退任または退職した場合等の条件を満たすことにより、譲渡制限を解除します。

(5) 各報酬の割合設計

ーモデルケース／目安ー

金銭報酬	基本報酬	監督給	18%
		執行給	36%
	業績連動報酬		22%
株式報酬	株式給付信託		16%
	譲渡制限付株式報酬		8%

ー報酬枠 年額500百万円以内（2025年6月18日開催の定時株主総会において承認可決された報酬枠）。うち、社外取締役分は年額80百万円以内。報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬を含めております。また、株式給付信託（BBT）は2021年6月23日開催の定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠として承認可決されております。

3. 取締役（社外取締役を除く）の報酬額

取締役（社外取締役を除く）の報酬額は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、前述の報酬決定プロセスに基づき決定することとしています。なお、報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬を含めております。

4. 社外取締役の報酬等の決定に関する基本方針

業務執行から独立した立場で監督機能を果たす社外取締役の報酬は、定額報酬としての基本報酬（監督給）のみとしており、同業、同規模企業群との比較等の結果を参考としています。社外取締役の報酬額は、株主総会において承認された報酬枠内で指名・報酬諮問委員会が社外取締役の報酬総額の原案を審議し、取締役会において当該原案の決議を行います（社外取締役の報酬は基本的には就任年数に関わらず一律。ただし、指名・報酬諮問委員会の委員長、委員には別途委員手当を支給します）。

（注）当社の指名・報酬諮問委員会について

当委員会は取締役会の諮問機関として現在2名の社外役員（うち1名の社外役員を委員長として任命）及び常勤取締役1名（現在は代表取締役社長執行役員CEO）で構成され、最高経営責任者の後継計画（サクセッションプラン）、取締役及び執行役員等の業務執行を担う幹部職員の指名及び報酬の額を審議しております。

（当事業年度に係る報酬等の総額等）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	311 (56)	228 (56)	58 (-)	24 (-)	9 (5)
監査役 (うち社外監査役)	54 (28)	54 (28)	-	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	365 (84)	283 (84)	58 (-)	24 (-)	12 (7)

- （注）1. 取締役の支給額には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬を含めております。
2. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬等には株式給付信託制度に基づく株式報酬が含まれており、当事業年度における株式報酬の額に対する費用計上額は41百万円であります。なお、業績連動報酬等の支給に係る方針は「④取締役及び監査役の報酬等（役員報酬等の決定に関する方針等）」の通りであります。

4. 業績連動報酬等に係る主要指標は連結経常利益であり、当事業年度開始時期に設定した当連結会計年度予算経常利益8,200百万円に対し、その結果は8,947百万円であります。業績連動報酬等の指標に係る方針は「④取締役及び監査役の報酬等（役員報酬等の決定に関する方針等）」の通りであります。
5. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件は「④取締役及び監査役の報酬等（役員報酬等の決定に関する方針等）」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「定時株主総会招集に際しての電子提供措置事項 株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載の通りであります。
6. 取締役の報酬限度額は、2025年6月18日開催の第44回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は4名）であります。また、2021年6月23日開催の第40回定時株主総会において、上記とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づく報酬の支給について、上限を年50,000株として決議いただいております。
7. 監査役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第38回定時株主総会において年額100百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役は4名であります。
8. 当社は2019年6月21日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会の終結の時をもって引続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。

⑤ 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況は以下の通りです。なお、社外役員の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

- ・取締役の菊間 千乃氏は、弁護士法人松尾綜合法律事務所の代表社員弁護士であり、株式会社キッツの社外取締役、株式会社マネーフォワード社外取締役、及び東京海上日動あんしん生命保険株式会社の社外監査役であります。
- ・取締役の今津 幸子氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナー弁護士であり、公益財団法人石橋財団の理事、第一三共株式会社の社外監査役であります。
- ・取締役の松尾 英喜氏は、特定非営利活動法人保安力向上センターの会長であり、東洋エンジニアリング株式会社の社外監査役、及び株式会社RYODENの社外取締役であります。
- ・監査役の荻 茂生氏は、荻公認会計士事務所の所長であり、芝浦機械株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。
- ・監査役の武田 涼子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー弁護士であり、公益財団法人国際民商事法センターの評議員、金融庁の自動車損害賠償責任保険審議会委員、独立行政法人農林漁業信用基金の契約監視委員会委員、日本空港ビルデング株式会社の社外取締役（監査等委員）、及び学校法人駒澤大学の学外理事であります。

当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 菊間千乃	13回	100%	－回	－%
取締役 今津幸子	13回	100%	－回	－%
取締役 松尾英喜	13回	100%	－回	－%
取締役 佐藤真司	10回	100%	－回	－%
監査役 荻茂生	13回	100%	13回	100%
監査役 武田涼子	13回	100%	13回	100%

(注) 1. 取締役会は上記の他に書面決議を6回行っております。

2.a. 取締役の佐藤 真司氏は第44回定時株主総会において取締役に選任されたことから、2025年6月の就任以降、2025年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

b. 出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役の菊間 千乃氏は、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。同氏は、弁護士としての高度な企業法務における高い見識を有し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・取締役の今津 幸子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。同氏は、弁護士として企業法務において、特に人事・労務関係に高い専門的知識を有し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・取締役の松尾 英喜氏は、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。同氏は、企業経営者として、特に製造・技術分野での豊富な経験を有し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・取締役の佐藤 真司氏は、取締役就任以降当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。同氏は、企業経営者としての豊富な経験を有し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・監査役の荻 茂生氏は、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。同氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
- ・監査役の武田 涼子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。同氏は、弁護士としての高度な法律の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の法務面、コーポレートガバナンス、並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	162,291	流動負債	120,429
現金及び預金	21,537	支払手形及び買掛金	54,400
受取手形及び売掛金	62,694	電子記録債務	5,653
電子記録債権	5,330	短期借入金	36,554
商品及び製品	54,786	コマーシャル・ペーパー	4,994
仕掛品	7,705	1年内返済予定の長期借入金	5,251
原材料及び貯蔵品	4,484	未払法人税等	2,937
その他	6,155	賞与引当金	1,944
貸倒引当金	△404	株式給付引当金	57
固定資産	60,136	事業構造改善引当金	53
(有形固定資産)	39,401	その他	8,581
建物及び構築物	13,728	固定負債	22,055
機械装置及び運搬具	9,553	長期借入金	13,474
工具、器具及び備品	981	繰延税金負債	6,024
土地	11,938	役員退職慰労引当金	362
リース資産	715	役員株式給付引当金	144
建設仮勘定	2,483	退職給付に係る負債	872
(無形固定資産)	2,650	長期未払金	428
のれん	672	その他	749
ソフトウェア	367	負債合計	142,485
その他	1,611	(純資産の部)	
(投資その他の資産)	18,083	株主資本	60,241
投資有価証券	16,780	資本金	5,907
長期未収入金	3,459	資本剰余金	5,441
繰延税金資産	395	利益剰余金	50,352
その他	788	自己株式	△1,459
貸倒引当金	△3,340	その他の包括利益累計額	18,984
資産合計	222,427	その他有価証券評価差額金	8,231
		繰延ヘッジ損益	65
		為替換算調整勘定	10,686
		新株予約権	32
		非支配株主持分	684
		純資産合計	79,942
		負債純資産合計	222,427

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	219,720
売上原価	189,094
売上総利益	30,625
販売費及び一般管理費	20,882
営業利益	9,743
営業外収益	
受取利息	135
受取配当金	372
受取補償金	189
その他の	674
営業外費用	
支払替利差	1,048
デリバティブ評価損	245
その他の	449
経常利益	425
特別利益	
固定資産売却益	1,342
投資有価証券売却益	2,022
子会社の清算益	39
その他の	47
特別損失	
投資有価証券評価損	240
貸倒引当金繰入額	1,302
事業構造改善費用	136
退職給付制度移行	28
その他の	92
税金等調整前当期純利益	1,799
法人税、住民税及び事業税	4,622
法人税等調整額	304
当期純利益	10,600
非支配株主に帰属する当期純利益	75
親会社株主に帰属する当期純利益	5,674
	5,598

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

アルコニックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有 賀 美 保 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルコニックス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で定められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

アルコニックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 脇 哲 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 賀 美 保 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルコニックス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

アルコニックス株式会社	監査役会
常勤監査役 北 垣 淳 一	Ⓣ
社外監査役 荻 茂 生	Ⓣ
社外監査役 武 田 涼 子	Ⓣ

以 上

株主優待のご案内

株主優待に関する詳細は、
当社のホームページをご確認ください。

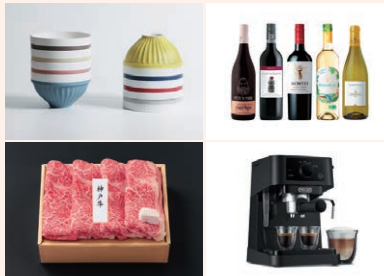


アドレスはこちら
<https://www.alconix.com/ir/stock/benefit/>

株主優待の内容

優待コース名	保有株式数	保有期間	優待商品	内容
ブロンズコース	300株以上 500株未満	1年以上 継続保有	優待カタログ ギフトコース (4,000円相当)	カタログから 商品を1点選 択していただ きます。
シルバーコース	500株以上 1,000株未満	1年以上 継続保有	優待カタログ ギフトコース (8,000円相当)	
ゴールドコース	1,000株以上	1年以上 継続保有	優待カタログ ギフトコース (16,000円相当)	
プラチナコース		3年以上 継続保有	優待カタログ ギフトコース (20,000円相当)	

■ カタログギフトの優待商品 (一例)



申込期限
**2026年
12月31日**
当日消印有効

(注) 上記画像はイメージです。実際の商品とは異なる場合があります。

■ 対象となる株主さま

1年継続保有の条件は、毎年3月31日現在の株主名簿に同一株主番号で連続して2回以上記録または記載されていることといたします。プラチナコースのみ3年以上の保有が条件となり、毎年3月31日現在の株主名簿に同一株主番号で連続して4回以上記録または記載されていることといたします。

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会 毎年6月開催
基準日 定時株主総会 毎年3月31日
 期末配当 毎年3月31日
 中間配当 毎年9月30日
そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して
 定めた日

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、下記の電話照会先にご連絡ください。

株主名簿管理人及び 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先) 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) ☎ 0120-782-031
(インターネットホームページURL) <https://www.smbt.jp/personal/procedure/agency/>

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます)を開設いたしました。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

公告方法 電子公告

※電子公告により、当社ホームページ (<https://www.alconix.com/>) に掲載いたします。ただし電子公告によることのできない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

上場金融商品取引所 東京証券取引所 プライム市場

株主の皆さまの声を聞かせてください

コエキク

当社では、株主の皆さまの声を聞かせいただくため、アンケートを実施いたします。お手数ではございますが、アンケートへのご協力をお願いいたします。

下記URLにアクセスいただき、アクセスキー入力後に表示されるアンケートサイトにてご回答ください。

<https://koekiku.jp>

アクセスキー



スマートフォンから
カメラ機能で
QRコードを読み取り

QRコードは株式会社子ソニーウェア
の登録商標です。

ご回答いただいた方の中から抽選で薄謝を進呈させていただきます。

本アンケートは、株式会社プロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」 koekiku@pronexus.co.jp

株主総会会場の案内図



会場

The Okura Tokyo (オークラ東京)
 オークラ プレステージタワー 2階「オーチャード」
 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

交通のご案内

- H 東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅 出口A2a より 徒歩5分
- O 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 出口3 より 徒歩10分
- N 東京メトロ南北線 / O 銀座線 溜池山王駅 出口14 より 徒歩10分

会場、エレベーター、化粧室等はバリアフリー対応となっております。
 また、ご要望に応じて、車いすでの移動のサポート、座席や化粧室への誘導、手話通訳者の待機などの支援体制を整えております。
 ご希望の際は、株主総会会場の運営スタッフまでお気軽にお申し付けください。

株主総会資料の電子提供制度と当社の対応について

当社の対応

株主の皆様には、ウェブサイト上で「報告書」を閲覧していただくこととし、書面では原則として定時株主総会のご案内部分のみをお送りしております。

